

(R04) 大阪府大手前庁舎来庁者駐車場営業事業者募集に係る質問及び回答

令和3年12月23日

FAX到達日	採番	質問内容（原文のまま、すべての御質問を記載しています。）	回答
12月17日	1	募集要項2（8）について、「府内において100台以上の来客用駐車場の運営について実績を有する者であること」と記載がありますが、「来客用駐車場」の定義はございますか？通常のコインパーキングでは対象とならないでしょうか？また「100台以上」については、1現場あたりの台数でしょうか。複数現場の台数を合計した場合は対象とならないでしょうか？	・来客用駐車場の定義は特に定めておりませんが、有料サービスを提供している駐車場を想定しており、コインパーキングも対象となります。 ・また、「100台以上」につきましても、複数現場の台数を合計した場合も対象となります。
12月20日	2	令和4年1月31日(月) PM5時が申込の締切になると思いますが、それまでに窓口に必要な書類をお持ちした場合、不備がないかチェックして頂くことは可能でしょうか？特に④2-(8)の提出方法が不安です。（個人情報の部分は消して提出すれば良いのか、等）	・申込受付期間中であれば、郵送・持参を問わず、申し込まれた書類の形式的な確認を行い、不備がある場合は補正内容をお伝えします（内容の審査は行いません）。ただし、補正された書類の提出が申込受付期間を過ぎた場合は、補正前にご提出いただいた書類で審査することとなりますので、ご注意ください。 ・また、募集要項 4応募申込手続き(2)「④ 2-(8)にかかる実績が確認できる契約書の写し等」について、形式等の指定はありませんが、確認のため追加で書類提出を求めることがあります。
12月20日	3	営業事業者として決定した場合の必要書類について、大阪府指定の様式はどのタイミングで、どのように頂けるのでしょうか？（HPに事業者決定後、HPからダウンロードできるようになるのでしょうか）	営業事業者の決定は2月上旬の予定です。ホームページに公表後、速やかに決定者あてに、行政財産使用許可申請及び普通財産部分に係る府有財産賃貸契約に関する通知等を行います。（HPへの掲出は行いません）